

平成26年度 和歌山県中小企業融資制度の改正点（概要）

- I 新たな創業・事業再生を支援
- II 新事業へのチャレンジを支援
- III 大規模施設の耐震化などの取組を支援

1 創業支援事業計画の認定を受けた市町村から支援を受けた創業者を支援

⇒ 「新規開業資金(創業枠)」を拡充

| | | | | |
|--------|---------------------|--------|--|---|
| 金利 | 年1.70%以内 | ⇒ 拡充 | 金利 | 年1.70%以内 |
| 保証料 | 年0.70%(責任共有制度対象外) | | 保証料 | 年0.70%(責任共有制度対象外) |
| 限度額 | 2,500万円 | | 限度額 | 2,500万円 ※市町村から支援を受けた場合 3,000万円 |
| 期間 | 設備 7年以内(据置1年以内) | | 期間 | 設備 7年以内(据置1年以内) |
| | 運転 5年以内(据置6か月以内) | | | 運転 5年以内(据置6か月以内) |
| 融資開始時期 | 1か月前 (会社設立は2か月前) | 融資開始時期 | 1か月前 (会社設立は2か月前) ※市町村から支援を受けた場合 6か月前 | |

2 再生支援協議会等の支援を受けて、経営改善・事業再生に取り組む中小企業者を支援

⇒ 「資金繰り安定資金(再生枠)」を見直し、別枠保証による新たな資金「資金繰り安定資金(再生計画枠)」を創設

| | |
|-----|--|
| 金利 | 年1.80%以内(100%保証を借換の場合 年1.60%) |
| 保証料 | 責任共有0.50%(同0.70%) 【県補助:責任共有▲0.3%(同▲0.3%)】 |
| 限度額 | 1億円(設備、運転、借換) |
| 期間 | 15年以内(一括償還は1年)[据置1年] |

3 前向きな投資など新たなチャレンジに取り組む中小企業者を応援

⇒ 「成長サポート資金(認定・認証枠)」を拡充し、新たに「成長サポート資金(チャレンジ応援枠)」を創設

| | |
|-----|---|
| 対象者 | ①生産性向上設備投資促進税制の対象となる設備投資(先端設備、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)に取り組む事業者 |
| | ②新商品の開発、新技術の開発や実用化のための補助事業(「わかやま中小企業元気ファンド」等)を実施する事業者 |
| 金利 | 年1.50%以内 |
| 保証料 | 責任共有0.45%~1.30% |
| 限度額 | 設備資金 1億円 運転資金 5,000万円 |
| 期間 | 設備資金10年以内 運転資金7年以内 |

4 大規模施設の耐震改修を促進

※平成25年11月改正

⇒ 「安全・安心推進資金」の融資枠を拡大

融資枠 平成25年度 35億円 → 平成26年度 90億円

5 一時的な資金を必要とする中小企業者への支援を強化

⇒ 「短期決済資金」を拡充

融資限度額を拡大 2,000万円 → 3,000万円

6 「平成23年台風12号災害復旧対策資金」を廃止

(※平成25年4月から1年間適用を延長)